

第2回

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事録

消費者庁食品表示企画課

農林水産省消費・安全局消費者行政課

第2回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成28年3月1日（火） 9:56～12:09

場 所：農林水産省 本館7階 講堂

1. 開 会
2. 過去の検討の経緯について
3. 委員からの意見開陳について
4. その他
5. 閉 会

○森光座長 それでは、定刻より少し早いですが、おはようございます。これより第2回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本日の出席状況ですが、毛利委員から御欠席との連絡をいただいておりますので、私を含めまして委員は16名となります。

それでは、もし報道関係の方がおられましたら、ここで傍聴席のほうへお移りいただきたいと思っております。

(報道関係者移動)

○森光座長 それでは、進めさせていただきます。

議題に入る前に、前回欠席でした竹内委員のほうから一言御挨拶いただきたいと思っております。座ったままでよろしいですので、竹内委員、よろしくお願ひいたします。

○竹内委員 法政大学経営学部の竹内でございます。

大学ではマーケティング論を教えています。企業が展開しているテレビ広告などのコミュニケーションの効果をテーマにずっと研究しております。製品のパッケージの表示も重要なコミュニケーションツールだと考えております。

今回の検討会、農林水産省と消費者庁が合同、しかも消費者と事業者、事業者の中にはメーカー、流通の方もいらっしゃることで、そして、生産者が一堂に会して議論する機会を設けたという意味で大変意義深いと考えております。

委員の皆様、それぞれお立場が異なりますし、考え方、御要望も違うと思っております。そんな中で表示に関する統一見解を出すこと、そのルールづくりはなかなか困難だと思っておりますけれども、消費者の適切な商品選択ということで品質に関する情報提供のあり方を検討して、よりよい表示の実現を目指すのは大変重要だと私自身も考えております。

私もこの検討会が一定の成果を達成できるよう貢献したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森光座長 竹内委員、ありがとうございました。

それでは、本日の議題に関しまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、事務局より資料の確認、紹介をさせていただきます。お手元にお配りしております資料でございますけれども、まず、議事次第、座席表がございます。

資料1、「過去の検討における論点・課題」。

資料2、「過去の検討経緯」。

資料3、「加工食品の原料原産地表示に対する要望」がございます。

あとは、きょう、意見開陳をいただきます委員の御説明資料ということで、夏目委員、永田委員、市川委員、金井委員、長屋委員の説明資料がございます。加えて、第1回検討会資料一式及び各団体等から提出された要望書等のつづりを机上に配付資料としてお配りしております。

以上が本日の資料でございます。過不足や落丁等がございましたら、後で構いませんの

で事務局のほうにお申しつけくださいますようお願いいたします。

○森光座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、早速、議事次第のほうへ入らせていただきます。

次第2の「過去の検討の経緯について」に入ります。前回第1回の検討会におきまして、これまでの原料原産地表示制度の検討経過の概要を事務局より御説明いただいておりますが、本日改めましてもう一度過去の論点などを整理するために詳細を事務局より御説明いただきたいと思います。それを踏まえて、今後の検討会の議論を進めさせていただきたいと考えております。

では、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○船田食品表示企画課課長補佐 おはようございます。食品表示企画課の船田です。私から資料1及び資料2をあわせて御説明します。

まず、資料1の「過去の検討における論点・課題」をごらんください。5つの論点がかかれております。

過去の原料原産地表示の検討におきましても、主に取り上げられてきた論点となります。これらの論点は、今回の検討会の中でも議論していただく柱となるものと考えておりますので、最初にお示しします。

まず、論点1ですが、「原料原産地表示の目的」です。原料原産地表示は、消費者が食品を購入する際の合理的判断に資するために、消費者への正確な情報提供を行うものと位置づけられ、その目的からしますと、表示により安全を担保するものとはなっていないということになります。

論点2「国際整合性」です。国際的な表示のルールにはコーデックス規格があります。ただし、今のところコーデックス規格では原料原産地表示のルールがありません。このため、これまで原料原産地表示の義務化に当たりまして、WTOのTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）というものがあまして、WTO協定上、貿易に支障があるなどと他の国から指摘されないようなルールとする必要があります。

論点3「表示対象品目」についてになります。平成13年の制度創設以来、正確には平成12年12月の梅干し、らっきょうの個別の表示基準施行以来という形になりますけれども、順次対象品目が検討されてきております。現在、加工食品の義務表示対象品目は22食品群と個別の4品目ということになっております。

続きまして、論点4「任意表示」です。第1回の検討会でも御紹介しておりますけれども、現在、義務表示とは別にガイドライン等に基づく自主的な表示も行われております。過去の検討会の中でも消費者への情報提供の拡大の手法としまして、事業者の自主的取り組みについて検討されております。

論点5は、「表示の実行可能性」です。過去の検討会の中で常に論じられてきた課題となります。食品事業者が表示を行う際の困難さや問題点についてその都度検討され、その上で表示対象品目が定められてきた経緯があります。今回の検討会の中でも御議論いただ

きたい重要なポイントということになります。

以上が論点ということになります。

続きまして、資料2をごらんください。第1回の検討会におきまして、過去の検討経緯の詳細につきましては第2回目で御説明しますということで、今回、第1回目の資料よりもう少し詳細にしたものを御用意しております。

表紙をめくっていただきまして、まず、目次のところからです。これまでの検討成果として項目を立てておりますけれども、平成12年から平成24年にかけて6つの報告がなされています。

めくっていただきまして、2ページ目をごらんください。これは、「原料原産地表示対象品目拡大の推移」ですけれども、1回目の検討会で説明しておりますので詳細は省略させていただきます。

個別の8品目に始まった制度ですけれども、現在、22食品群と4品目に義務づけされているというものをお示したのになります。

3ページ目をごらんください。参考としまして、これまでの原料原産地表示制度に関する検討会等の流れと検討項目につきましてお示したのとなります。

平成12年の原料原産地の表示のあり方報告書に始まりまして、平成24年8月の食品表示一元化検討会報告書まで、農林水産省、消費者委員会、消費者庁の検討の都度、当時の判断というものが出されてきているというものをお示したのになります。

原料原産地表示の基本的な考え方というものは、平成12年の加工食品の原料原産地表示検討委員会報告が最初となります。原料原産地表示を行う品目の選定の考え方もこのとき報告されております。その後、平成15年の農林水産省と厚生労働省の食品の表示に関する共同会議において報告書が出されておきまして、そこのところで加工食品の原料原産地表示の目的とか産地を強調した表示に関するルール化、義務表示対象品目の選定(2要件)、義務表示の表示方法などが報告されております。この報告に基づきまして、20食品群という対象品目の横断的ルールが確立したということになります。

その後、引き続いて農林水産省において検討が進められまして、平成18年、平成21年の同じく共同会議において、品目の選定、表示の方法の実行可能性とか任意表示等について報告されてきている。平成21年9月に消費者庁ができたわけですけれども、21年9月から検討の場が消費者庁へ移りまして、最初は平成23年の消費者委員会での検討というのがなされて、原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書が取りまとめられております。このときには具体的な表示拡大までには至っていないのですけれども、現在の食品表示法のもとでの検討に委ねられるということで、続けて平成24年の消費者庁主催の食品表示一元化検討会の報告というものも示されておりますけれども、このときも今後の検討課題という形に位置づけられまして、これを受けて消費者基本計画で検討を行うとされたところでございます。

それでは、個々の検討会の中身について御紹介していきます。

5 ページ目をごらんください。平成11年3月から平成12年3月にかけて、今回の検討会と同様に、消費者、学識経験者、農業団体、製造業者、流通業者等から成る加工食品の原料原産地表示検討委員会を開催しております。平成12年3月に「原料原産地表示のあり方」という形で報告がなされております。この報告に基づきまして、平成12年12月になりますが、梅干し及びらっきょう漬けを対象に原料原産地表示の義務づけが初めて導入されたということになります。

資料右下にお示ししておりますけれども、平成15年3月までに8品目に義務づけがなされております。

「原料原産地表示のあり方」との表題である平成12年3月16日の検討会の報告でございますけれども、現在の考え方のもとになる報告ということになります。原料原産地表示の基本的な考え方としまして、加工食品の原材料の原産地は品目により消費者が適切な商品選択を行う上で重要な情報となる場合があるとされております。しかしながら、加工食品は一般に非常に多くの原材料で構成されているので、製造業者がこれら全てに原産地を表示することは事実上不可能という報告にもなっています。全てに表示する場合は、消費者にとっても必要以上に細かな見にくくわかりにくい表示になってしまうおそれがあるとも報告されております。

また、国際的にも加工食品の原材料に関する原産地表示の一般的ルールは定めていなくて、先ほども御説明したように、コーデックス規格ではこういったルールがない。制度を導入する場合には、品目選定の基準を含め合理的な理由に基づく必要があるとされております。

このため、消費者が適切に商品を選択するためにどのような品目について原料原産地表示が必要か、また、製造・流通の実態から信頼性のある原料原産地表示の実施が可能かという観点と、つまり、実行可能性ということになりますけれども、当時の国内的、国際的に十分説明可能な合理的な判断ルールを設定しまして、個別品目に注目して品目別に精査し、原料原産地表示を実施していくことが適当という形で最初の報告がなされております。

なお、この報告書の中に個々の品目を選ぶ際の判断基準のもととなるものも記されております。それが右側のところに書いてある①から⑤でございます。

①流通、消費段階で商品の差別化がされているか。

②消費者に誤解を与えるような表示実態があるか。

③他の方法では消費者の誤認を防ぐことは困難か。

④原材料の原産地がある程度一定しているか。

⑤表示を事後的に確認する手法・体制は十分か、というような考え方が示されております。

こういった考え方にに基づきまして、当時、8品目、漬け物、ワカメ、塩干・塩蔵魚類とかウナギ加工品といったものが義務づけられたという経緯でございます。

続きまして、6 ページをごらんください。個別品目ごとに始まった原料原産地表示とい

うことになるのですけれども、消費者、事業者双方にとって義務づけのルール、対象品目であるのかどうかかわりにくい面があったということで、こうした理由から、当時、厚生労働省、農林水産省の共催による「食品の表示に関する共同会議」というのをやりました。この共同会議のところで検討がなされて、平成15年2月から義務表示対象品目選定のあり方と表示方法について見直しを開始されまして、平成15年8月、この共同会議における議論を踏まえ、原料原産地表示が義務づけられる加工食品の要件等につきまして、「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」という形で報告書が取りまとめられています。

報告書の中で原料原産地表示の義務対象品目の選定要件と言っていますが、考え方が整理されまして、この考え方に基きまして平成18年10月から20の加工食品が、食品群と言っていますが、義務対象として横断的に網羅されたという経緯でございます。

報告書の中で、まず、加工食品の原料原産地表示の目的というものが書かれています。ちょっと読み上げますと、「消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する」ということが目的として書かれています。

また、そのページのところに、産地を強調した表示に関するルール化が提案されています。読みますと、「加工食品において強調表示された原産地に関する誤認を防止するため、商品のパッケージに任意で表示された産地に関する表示について、全ての加工食品を対象に誤認防止に関するルールを検討すべき」とされたということなのですが、これはどういう意味かと申しますと、加工食品の場合ですと、最後に自主的な変更がなされた地域、いわゆる加工地と呼んでいますけれども、加工地を製品の原産地として表示することが原則となります。当時、あたかも原料の原産地であるかのように加工地を強調する表示というのがありまして、このような場合、消費者の誤認を招くおそれがあるということで、例示としては、よくアジの開きの例を用いるのですけれども、アジの開きを加工している場所を強調することによって、実際、原料のアジが輸入原料であった場合でも、消費者が加工地を強調した表示を見て、原料も国産と誤認してしまう例があったということなので、加工地なのか原料の産地なのか紛らわしい表示を禁止する考え方というものが提案されています。

ページが飛びますけれども、参考でお示ししている21ページをごらんいただきたいと思えます。最後のところです。

平成16年9月に加工食品の品質表示基準を改正しまして、その品質表示基準の第6条のところに表示禁止事項として、「産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示」ということで、これを一律禁止しております。原料原産地に関する基準と同様な考え方ということになるのかもしれませんが、こうした消費者に誤認を与える表示というのは平成16年のときに基準が設けられています。

今の食品表示基準がございしますが、第9条の表示禁止事項でも同様な規定がありまして、

こういった紛らわしい表示は禁止されているということになっております。

続けて、ページが戻ります、7ページをごらんください。

義務表示対象品目の選定方法について、報告書の中で示されております。この考え方というのは、今も引き継がれているというところなのですけれども、まず、義務表示の考え方としまして、対象候補となる品目群をまとめて選定する。要は、食品群をまとめて選定する。大枠の食品群を選定しまして、その上で表示実行可能性の観点及び消費者の関心の観点から、個々の品目の実態を勘案して表示対象となる具体的品目を確定する方法をとるべきという形にされております。

この際、義務表示対象品目の選定要件及び選定方法というものも報告書の中で論じられておりまして、義務表示対象品目の選定については目的に照らしまして、以下の要件を満たす品目群について表示実行上の問題点も考慮しながら表示対象とすべきか否か検討すべきであるとされています。これが、いわゆる選定の2要件ということで最初に示されたものです。

要件の1つ目が、原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、要件の2つ目、製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品を対象とするとされております。

なお、①の要件については、客観的に判断されることが必要とされる。具体的には、そこに書いてある、加工の程度が比較的低い、言い換えれば、生鮮食品に近い加工食品であること。原産地によって原料の品質の違いが見られ、商品の差別化がされていること。これは、当時はJAS法なのですけれども、JAS法に基づく品質由来の表示であることに起因しているということになります。

さらに、原料の調達先が海外も含め多様であること等の要素を総合的に勘案する必要があるとされております。

この15年のときに、義務表示の表示方法についてルール化されております。原産地表示の表示方法については、国産原料については国産である旨、外国産原料の場合は原産国名を表示する。つまり、国名を表示することが原則となっております。

また、複数の原産国の原料を使用する場合の表示方法については、原則として製品に占める重量割合の多いものから順に全ての原産国を記載することとした。この場合ですと、重量割合が変わった場合には原産国の表示の順番を変更する必要があるというようになります。

続きまして、8ページをごらんください。

15年のときに、この報告書と、当時、ヒアリングというものをやっているのですけれども、共同会議におきまして品目群リストというものを提示しまして、加除すべき品目、その他追加の要望のあった品目について検討を加えて、この資料はその例なのですけれども、平成16年3月に義務対象品目を決定した旨を提示された資料になります。これを受けまして、平成16年9月、加工食品品質表示基準を改正しまして、平成18年から20食品群及び個

別の4品目を対象とした横断的な制度が開始されたという経緯でございます。

9ページ目に移ります。義務表示対象品目が20食品群に拡大された際、対象品目については表示の実施状況、製造及び流通の実態、消費者の関心等を踏まえて必要な見直しを行うこととされておりました。このため、共同会議におきまして平成17年7月から見直し等について検討が開始されまして、平成18年4月に「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」という報告書が出されております。その報告書の中で、加工食品の原料原産地の義務表示対象品目の見直しが検討されております。義務表示対象品目の選定要件の基本的な考え方2要件についてですけれども、要件①については、義務表示対象品目の選定の考え方として、ア、加工食品は、その製造段階が多段階にわたり、また、多くの原料から製造され、原料の産地も変動する場合があるなど、全ての加工食品に原料原産地表示を義務づけることは無理があり、一定の考え方で線引きを行う必要があること。

イ、加工食品には、原料素材の産地による違いが製品の品質に大きく影響するものもあれば、一方で、一定の品質の商品を高度な加工技術により実現し、年間を通じて安定的に提供するなど、必ずしも原料の産地が製品の品質に余りかわらない品目もある。

ウとして、①の要件は、個別品目ごとに品質表示基準を検討していた当時から継続しており、ある意味では普遍的な考え方というものも示されております。

これらを踏まえまして、平成18年の見直しの検討におきましては、2要件は変更する必要はないという報告書の中で位置づけられております。

続きまして、10ページをごらんください。平成18年の報告の中では、任意での情報提供の推進についてというものも触れられております。1つは、消費者の情報提供について基本的な考え方というのが書いてあります。

原料原産地表示はこれを遵守しないと、最終的に法人の場合1億円以下の罰金、結構罰則が重たいです、課せられるなど厳しい措置を伴うものであり、現実に表示を行う際には加工食品の特性を踏まえて表示の実行可能性等を勘案する必要があるということ、このときも実行可能性が重要視されています。そのため、義務づけの対象にすることができなかった品目もあるということが報告されているように、かなり実行可能性というものを18年も重要視してきたという経緯があります。

あと、原料原産地表示の義務づけの対象となっていないものもあるわけですが、製造業者等が自主的な表示を行うなど原産地情報を提供する取り組みを行うことは、消費者の商品選択に資するという形でも報告されております。任意での表示というものは有効ではないかということが報告されております。

2つ目としまして、食品の表示は容器・包装への表示ということになるのですけれども、原料原産地の情報を提供する手段としてほかにはないかということで、このときにインターネットの情報提供とか、生産情報等を提供する他の手法との連携とか、店頭でのポップ表示、お客様相談窓口というようなことも検討がなされております。

3つ目、消費者の取り組みというものも挙げております。消費者においても、原産地表

示に限らず商品に表示されている情報に関心を持っていただいて、表示も含めて提供される情報を商品選択に積極的に活用していくことが期待されるということも報告書の中で述べられております。

11ページをごらんください。平成18年の報告の中では、原料原産地表示の考え方等の今後のさらなる見直しについてということで、見直しをこれから進めるに当たって考慮すべき点とか整理すべき課題等が挙げられております。

まず、消費者の知る権利を尊重することが大前提というふうに書いてあります。しかし、全ての加工食品の原料原産地を義務表示の対象とすることは無理という形でも書かれております。最終的に罰金等を伴うJAS法による表示義務を課すには、表示の実行可能性を考慮する必要がありますということで、これも実行可能性が繰り返しここで出てきております。

あと、消費者の関心をどのようにとらえていくのかということも書かれております。

あと、表示のスペース的な話、限られた表示スペースで真に伝えるべき情報とは何かとか、義務づけして表示しないといけない情報は何かということも述べられております。

「原料を的確に管理するためにコスト増加を招き」と、コストの話も出ております。コスト増加によって商品価格に転嫁される場合もあるということが書かれておりまして、こうした消費者の負担など経済面に留意する必要があるということ。

これらが整理すべき課題ということで書かれているということなのですが、続きまして、12ページをごらんください。

その後、平成20年7月、共同会議におきまして原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について検討が開始されております。その中で、原料原産地情報の表示方法についてということが報告書の中で書かれています。対象品目を拡大する際の3つの課題を提示しているわけなのですが、新たな表示方法の導入を検討していく場合に課題が3つあります。それがそこに書かれている①、②、③、頻繁な原料原産地の切りかえへの対応、②が物理的スペースの制約、③が原料原産地情報のわからない輸入中間加工品への対応ということが述べられております。

これらを解消するためということで、下のところ、3つ枠があって矢印が書いてあります。可能性表示、大括り表示、中間加工品の表示の方法の導入ということで書かれています。可能性表示につきましては、そのこのところの右側に書いてあるのですが、商品の内容と表示の内容が一致せず、かえって消費者に誤解を招く情報を与えかねない、導入することは不適切という形になっています。

それに対しまして、大括り表示は、頻繁に原材料の産地の切りかえが行われる加工食品にも対応でき、導入は適切と考えられるという形で書かれております。ただし、その適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め十分な検討が必要である。要は、国名が出てこないのが消費者への情報提供としてどうかということが書かれています。

あと、輸入中間加工品の表示、これも原料原産地情報が不明な場合、対応できるということで導入は適切ということが書かれております。

13ページをごらんください。平成21年の報告のときも要件1、要件2の検討ということが挙げられております。平成21年、このときは農林水産省の共同会議での検討になりますけれども、このときも要件Ⅰ及び要件Ⅱを基本的に維持すべきものとする結論づけということにされております。

また、具体的な義務対象品目の選定についても、表示は消費者が商品を選択する際の重要な要素で、消費者の要望を第一に考えることが必要であるとか実行可能性を担保すべきということで18年と同様な検討がなされて、結論づけとしては18年を踏襲したような形で報告が出されているということになっております。

続けて、14ページに移らせていただきます。平成21年9月に消費者庁が設立されております。検討の場がここから消費者庁へ移行しているという形になりますけれども、消費者委員会の食品表示部会というのがございます。消費者庁とは別に内閣府の中に消費者委員会というのがございます。表示を検討する場合は消費者委員会の食品表示部会の御意見を聞くということになっておりまして、その食品表示部会の中に原料原産地表示の拡大を検討するために「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」というものを設置しまして、その中で平成23年1月から平成23年7月にかけて検討がなされて、報告書が出されております。この報告書の中でも新たな表示方法の実効性ということで、先ほどお示ししたような可能性表示、大括り表示とかそういったものを検討されております。

14ページのところにちょっと書いてありますけれども、このときも可能性表示については、表示と原材料の内容が一致しない場合があるので表示する意義が小さいということが書かれている。また、国産、外国産または輸入といった大括り表示のほうですけれども、大まかではあるが原材料の内容を伝える表示となっており、導入によって表示可能な品目の増加が期待できるというようなことも書かれております。

一方で消費者にとって適切な情報を提供することになるのか疑問ということも述べられております。

あと、国産品の消費拡大につながるとか、輸入品を排斥することになりかねないということも書かれております。

輸入中間加工品の原産地表示は、この案も必要であるということで位置づけられております。

15ページに移ります。調査会の報告書の中で、一応、意見というものが出されております。調査会の報告書は平成23年7月に出されているのですが、当時、消費者庁では、現行の食品表示法の検討に着手しようというところで、まさに一元化検討会も準備しているさなかでありました。消費者委員会の調査会の報告書の中では、結局、最終的な結論としましては、その食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであることを踏まえ、食品表示が何のためにあるのかといった根本的な意義について、消費者、事業者の意見を聞きつつ、現行のJAS法にとらわれない幅広い議論が行われ、新たに制定される法体系のもとで、つまり食品表示法のもとでということになりますけれども、原料原産地表示の対象

品目や選定方法等が改めて設定されることを期待するという形で報告書が出ているということになります。

16ページを見ていただきまして、この報告書を受けまして、消費者委員会から意見という形で23年8月に消費者庁に対して意見出しがなされております。これも先ほどの報告書を受けた形なので、要は、新たに制定される法体系のもとで原料原産地表示の対象品目や選定方法等を改めて設定することを期待するという形で終わっております。

17ページに行きまして、消費者庁におきまして、先ほども申しましたけれども、平成23年9月から平成24年8月にかけて、食品表示一元化検討会というものを開催しております。一元化検討会の中で論点の一つとしまして、加工食品の原料原産地表示についても議論を行っております。ただし、一元化検討会の中ではこれまでの品質の差異の観点にとどまらず、新たな観点から原料原産地表示の義務づけの根拠とすることについて議論を進めましたけれども、合意には至らなかったという経緯になっております。

24年8月に一元化検討会の報告書が出されておりますけれども、最後のところで、加工食品の原料原産地表示については、これまでの品質の差異の観点にとどまらず、新たな観点から原料原産地表示の義務づけの根拠とすることについて議論を進めたけれども、合意には至らず、当該事項については食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項、要は食品表示法のところで別の事項として検討してほしいということで、今回の検討会の開催に至ったということになっております。

時間がかかりかかってしまいましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○森光座長 船田補佐、どうもありがとうございました。

ただいま、消費者庁からこれまでの経緯につきまして説明がありました。特に最初の資料1であります5つの論点、目的、国際整合性、対象品目、任意表示、そして、一番大きなところであります実行可能性、5つの論点がこれまでの農林水産省、消費者委員会、消費者庁になられてからの検討会でも検討され続けてきたことが皆さんわかったと思います。

時間を使いまして、こういうものを踏襲した上でこの委員会が成り立っておりますので、ぜひこの5つの論点は重要と思われるので、皆さんの共通の認識を得たということで理解しております。

それでは、ただいまの事務局からの御説明、または論点などにつきまして御意見とか御質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

齊藤委員、よろしくお願ひします。

○齊藤委員 どうも説明ありがとうございました。資料2の11ページですが、ポツの5つ目に原料原産地の正確な表示を行うためには、原料を的確に管理するためのコスト増加を招くという記述がございますけれども、どの程度のコスト増加ということが見込まれるのか、ケースによっていろいろあるかと思っておりますけれども、少し例示的に事務局で説明できる範囲のものがございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○森光座長 ありがとうございます。

これは、事務局、農水省のほうからお願いいたします。

○島崎食品表示調整担当室長 農林水産省の消費者行政課の島崎と申します。

今、御質問のあったコストの件についてですけれども、前回第1回目のときに農林水産省としましては、いろいろな工場にヒアリングを行うということで、委員さんからも小さいところも含めて広くやってほしいということで、今、そのヒアリングを行っている最中でございます。まだ十数社程度のものになっておりまして、その中でコストの問題も聞くわけですけれども、おっしゃるように場合分けというのが非常にあって、ぽんと答えをいただけることはほとんどないというような状況です。

そういうことも含めて、まだこれからもヒアリングを続けますので、その結果をまた3月の終わりに会議があると思いますが、そのときに御報告したいと思いますが、なかなか具体的な数字というのは難しいかというふうに思います。例えば、切りかえのための包材のお金がどれくらいかかるかというのはお答えが可能かもしれませんが、その他に係るところについてはなかなかしっかりした数字を出しにくいというのが実情だと思っております。また次の報告書で報告したいと思っております。

○森光座長 ありがとうございます。

そのほかよろしくお願いいたします。

岩岡委員、お願いいたします。

○岩岡委員 全国消団連の岩岡です。

これから議論をしていく上で3つほど材料について要望があります。

1つ目は、原料原産地が表示されていない商品を消費者が手にとったときに、国産と思うのか、輸入と思うのかというあたりのことですか、あるいは、国産と表示すると売るとよく言われますけれども、そこら辺のアンケート等を実施していただいて、消費者の心理の数値的な裏づけというのがぜひあればいいなというふうに思っています。

全国消団連のほうで議論になったのですけれども、過去のそういう調査結果は全国消団連も持ち合わせていないということもありましたので、そんなことが1つ議論をしていく上で材料として必要なのではないかということが1点目です。

2点目は、私は埼玉消団連として全国消団連に参加しているのですけれども、実は、この間、埼玉県と懇談をしたときに、埼玉県の食品表示調査員によるモニター活動というのがずっとやられておりまして、原料原産地表示について、2品目だけですけれども、それを毎年種類を変えて調査しているというお話がありました。ホームページをのぞいてみると、平成24年（2012年度）の数字なのですけれども、適正な表示がされているというのが521件で、不適正な表示が見受けられるというのが13件ありました。97.6%と2.4%です。それで、この13件のうち原料原産地表示がないというのが8件で、原料原産地表示が不明確な表示であるというのが4件、その他が1件ということでした。

埼玉県のほうに全国的にはどんな状況なのかと聞いたら、それはわかりませんということだったので、今のきちんと運用されているかという状況についてどうなのかという

ことをいただければというのが2点目です。

3点目は、2つの要件が整理されていますけれども、今、それで22食品群と4品目ということになっておりますけれども、この2つの要件で世の中の加工食品を見た場合に、イメージとしては単一で50%以上というものはもっとたくさんあると思いますので、まずそれを列挙していただいて、その上で要件1のほうの原産地に由来する原料の品質の差異が品質に大きく影響するということについて、どの程度のものなのかということについて具体的な商品を、なるべくたくさんあったほうがいいと思うのですけれども、並べていただいて、今、この2つの要件について22食品群と4品目以外の何があるのかということについても少し共通の認識を持って議論をしたほうがより効率的ではないかというふうに思っていますので、長くなりましたけれども、その3点を要望いたします。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。今、岩岡委員から3つの案が出ましたが、意見として、アンケートに関しては恐らく現在進行中で、これは3回目以降でということだと思います。運用状況、すなわち、原料原産地表示の全国規模の調査等、または何かに関しては特に事務局のほうからお答えは。

お願いします。

○島崎食品表示調整担当室長 農林水産省では、全国の農政局等を通じまして、日々、いわゆる義務化になっている表示については点検を行っています。ざくっとの数字になってしまいますが、年間約3万件の調査を行っているという状況です。

27年度上半期に関する数字を、今、手元にありますので少し御紹介しますと、指導件数は、生鮮食品及び加工食品合わせて144件となっています。つまり、年間3万件の調査をします。上半期の数字なので1万5,000件というふうに考えますと、生鮮も含めてですけれども、そのうちの144の指導件数があるということになっておりまして、1%程度ということになります。今、言いましたように生鮮も含めてのもので、加工食品はそのうちの100件にも満たない状況になっています。さらに、原料原産地の誤表示、欠落となりますと、まだ少なくとも8件ということになっていますので、割合にすると非常に低い割合になろうかというふうに思っております。

現状の数字として、私どもの答えるのはこの程度です。よろしく申し上げます。

○森光座長 ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

済みません、もう1件先に説明からで。

○赤崎食品表示企画課長 ただいまの岩岡委員の御指摘について、現時点でお答えできる範囲でお話をさせていただきます。

まず、1点目の国産と書くことで本当に売れるのかどうか、消費者の心理はどうかということでございますけれども、これにつきましては、消費者庁のほうでも具体的なしっかりとしたデータというのはないのが実情です。ただ、1回目のこの検討会の場でも御

説明しましたように、今回、消費者庁のほうでは消費者の意向調査をウェブ調査で行うこととしております。その中で、産地情報をなぜ知りたいのかという理由の一つとして、国産かどうか知りたいという選択肢を置いて消費者の意向を聞くということにしておりますので、ウェブ調査の結果がまとまれば、改めてこの検討会の場にお出しして御説明をして、今の御指摘に対する説明の一助としたいと思っております。

あとは、委員の3点目の御指摘でございます。今、2つの要件がある。特に2番目の要件で単一原料重量比50%というのがあります。その具体的なリストと申しますか、どのようなものがあるのかお示しいただきたいということですが、実態で言うと、加工食品というのはいろいろな使用原材料があり、多様なのが実情でして、一覧という形で網羅的にお示しすることは非常に難しいと思っております。また、取り扱い量というものについても同様にデータはございません。

ただ、先ほど委員が言われました、2要件の射程というものにつきましては、今からこの検討会で御議論をしていく中で、特に生産者側の御要望ということで具体的な品目等々のお話も出てくると思っております。随時そういう中で、2要件とのかかわり等につきましては事務局のほうから補足させていただき、また、そういうことも念頭に置いて今後いろいろな形で御説明をさせていただきたいと思っております。

とりあえず以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

武石委員、よろしく申し上げます。

○武石委員 事務局のほうには、わかりやすい論点整理をありがとうございました。

私のほうから、この論点整理に関しまして3点ほど質問やら要望をさせていただきたいと思えます。

まず、第1点、資料1の論点1ということでございますが、今さらなのですが確認させていただきたいと思えますのは、そもそも今回TPP関連施策として食の安全・安心の分野で加工食品の原料原産地の拡大が位置づけられております。TPP関連施策として原料原産地表示を拡大する意味合い、あるいは目的というものはどういう視点でございましょうかということをお聞きしたいと思います。

消費者の選択の機会の拡大、あるいは、正確な情報提供ということなのでしょうが、どこの国の原料かということをお聞きの方になって、食の安全・安心との関係でどのような施策効果があるとお考えになって、こういった整理をなされたのでしょうか。そもそも本来は国産農産物の消費拡大、あるいは生産振興という狙いがあるならば、その点を明確にすべきではないかというふうにも考えます。

この点に関しては、1回目でもお話ししましたが、今回の検討がTPPの目指す日本経済のさらなるグローバル化、あるいは日本農業の輸出産業化という政府の大方針や規制緩和による経済の活性化という目標に逆行しないかという懸念をこの提示に関連してはしっかり検証していく必要があるのではないかと考えております。

論点2についてお話しします。国際整合性は非常に大事だと思っております。食品表示の国際規格でありますコーデックスでは、過去2000年から2005年にかけて食品の原料原産地表示についての検討が各国間で再三にわたり行われました。しかし、アメリカなどの食品や原材料の輸出国からコスト増、あるいは負担増、貿易障壁になるとの反対意見が強かったことから合意が得られず、現在は原産国表示の規格のみで、原料原産地表示の規格はありません。原料原産地表示に対してアメリカ、カナダ、オーストラリア等の輸出国の反発が強いということはしっかりと国際整合性というものを考えるときには押さえていく必要があると思います。

また、最近の問題として、米国の食肉関連の国内表示規制でCOOLという制度がありますが、それがカナダからTBT協定等に違反するとしてWTOに訴えられまして、結果としてWTO委員会からルールに違反すると裁定され、カナダなどから報復措置を回避するため、昨年12月に米国はこのCOOLを規定する法律を廃止したと聞いております。

生鮮食品と加工食品の違い、あるいは、輸入品が対象となるといった違いもあると思いますが、自由貿易を阻害する過度の国内規制はこうしたことにつながるおそれがあること、これも考慮する必要があると思います。

3点目では、これは要望でございますが、昨年6月にアメリカのFDA(食品医薬品局)は、部分水素添加油脂、いわゆるトランス脂肪酸ということで一時話題になりましたが、そうではなくて、部分水素添加油脂についての食品規制を発表いたしました。この際、FDAは規制によるコストとベネフィットの計算を行い、ベネフィットが上回ることから規制を導入すると公表しております。

実は、日本でも総務省が窓口になって規制の事前評価という仕組みがあります。残念ながら、各省庁による事前評価書は定量的な分析があるのは少ない現状ですが、消費者の利益、ベネフィットの拡大を定量的に評価することは難しいという点もあろうとは思いますが、FDAのように多くの国民に関係する規制はできる限り科学的な根拠をもとに慎重に行うべきであると考えます。

以上、3点、質問なり御要望ということで、1点目はぜひ御回答のほうをお願いしたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

ただいまの1点目を特にお願いたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、ただいまの御指摘について消費者庁のほうから御回答をさせていただきます。

1点目は、原料原産地制度の目的ということで、委員のほうから安全・安心という言葉がありました。どのような整理になるのかということでございますけれども、これにつきましては、お手元の資料2の19ページをごらんになっていただければ、参照条文ということで食品表示法の3条、基本理念の条文をつけてございます。

基本的に表示施策につきましては、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の

確保ということで、いわゆる消費者の知る権利という文脈の中で、消費者が実際に物を購入するときの判断材料として必要な情報を提供するという機能がございます。

委員、御指摘の安全・安心という分類になりますれば、安全というよりも安心、やはり消費者の皮膚感覚、肌感覚で見て、購入するときいろいろな種類の物がある中でこれを選びたいということにきちんと応えていくということが、この基本理念にも書いておりますように、表示の一つの大きな役割ではないかと思っております。

この点につきましては、過去の経緯等を、先ほど事務局から御説明しました同じ資料2の5ページをごらんになっていただければ、左側に平成12年3月当時の整理でございます。基本的考え方というのがありますが、中ほど下のほうに「消費者が適切に商品を選択する」と、一番上にも「消費者が適切な商品選択を行う上で重要な情報」ともございます。その意味では、知る権利、消費者への情報提供ということ、これにつきましては、安心という立てつけの中で表示のほうでしっかりとできることは対応していく、こういうものだと思っております。

あと、論点2の国際整合性のところですが、委員御指摘のように、国際整合性は非常に大事で、過去、コーデックスで議論がなされたがルール化していないという、これはそのとおりでございますけれども、ルールがないということは直接的にその規律をするルールがないということであり、一般的にはTBT協定の2条1項に内国民待遇というのがございます。これは合理的な理由なく国産品と比べて輸入品を差別的に取り扱うことを禁止した規定ですが、そのような規定に照らしてどうかということなのだろうと思っております。

ちなみに、今、我が国では一部の加工食品の原材料については表示の義務づけをしておりますけれども、これにつきましては、これまでルールをつくるのに先立ってWTO事務局を通じてほかの加盟国に順次通報してきています。透明性のある手続でルール化をしておりますので、その意味では、今の制度につきましては国際整合性は担保されているものと思っております。

とりあえず、以上2点につきまして。

○森光座長 ありがとうございます。

この件に関しましては、またこれからも議題の中で出てくると思いますので、時間が進んでおりますが、このほかにまだ。

夏目委員、お願いいたします。

○夏目委員 資料1、資料2に基づきまして、過去の検討における論点の課題等を説明いただきましたこと、本当にありがたいというふうに思います。

資料1の論点1から論点5につきましては、今後、私どもがきちんと共通して進めていかなければならないというふうに思っております。

全体22食品群4品目に原料原産地表示が拡大されてから約6年間、拡大がされておられません。その間、大きな課題になってきたのは、今の御説明から伺っておりますと、論点5の表示の実行可能性というところが大きなネックであったのではないかというふうに受け

とめたわけでございます。

ですけれども、この間に例えば平成21年の共同会議報告では、大括り表示等の3点につきまして、表示に違う方法を考えてみようといった議論もあったわけですね。それは平成23年の消費者委員会の調査報告でも述べられております。今まで事業者の方々に非常に困難や問題点が多いという実行可能性ということが大きな課題、障壁となって進められていくことができなかつたということであれば、この間、前向きな検討があった表示の新しいルールについて、ここで少し振り返って検討してみることも必要ではないかというふうに思うわけでございます。

今、資料2で触れられているこの点につきましては、少し説明が十分ではないというふうに思っておりますので、具体的にどのような表示制度のメリット、デメリットがあるかということ、次回で結構ですからもう少し御説明いただければというふうに思っております。それぞれの委員の方、賛成、反対の御意見をお持ちかと思っておりますけれども、やはりここは一步進めるという前提のもとに御議論がされれば非常にうれしいと思っておりますので、どうぞその点をよろしくお願ひしたいと思っております。

消費者はもちろん表示の拡大を望むわけでございますけれども、逆にそれが事業者の非常に大きな負担となり、ひいてはそれが商品価格に転嫁されて消費者に負担を求められるというところもまた大きな課題でございますので、みんなでいい知恵を出し合って進める方向はないかという議論にぜひ進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

では、簡単に。

○船田食品表示企画課課長補佐 今、夏目委員のほうから大括り表示についてもうちょっと説明が欲しいということで意見が出されましたので、事務局のほうで次回以降、大括り表示のもうちょっと具体的な表示のイメージですとか、メリット、デメリットについて御説明するような資料を出していきたいと考えております。

○森光座長 ありがとうございます。

時間のほうが参っておりますので、ここで少しサマライズさせていただき、まだ御意見等はございますが、4名の委員の方からの御意見、齊藤委員の御意見に関しましては、次回第3回、3月31日のときにヒアリング等を実施する中でお答えしていくという形にさせていただき、岩岡委員から3つ出ましたが、特に私も3番目に出された2つの要件の具体的なものは出せないですが、これから事業者のヒアリングの中で、ある食品群があって、その中でもある品目がという具体例が出てくると、我々も「百聞は一見にしかず」が好きな言葉ですので、やはりこれは難しいなとか、なるほどというのを理解したいと思います。

武石委員のほうから出たことは、赤崎課長のほうからお答えがありましたように、上2つの件に関しては、また、3番目に関しては今後の検討課題とさせていただきます。

最後、夏目委員のほうから出ました御意見に関しましても、大括りに関しての具体的な

メリット、デメリットというところで少し精査したことを次回出していくという形にさせていただきます。ありがとうございます。

では、次の議題のほうに行きます。

議事次第3の委員から御意見を伺いたいと思います。今回は、主に消費者代表という形で原料原産地表示の幅広い意見を求める観点から、関係者のヒアリングを行うことを提案してきました。今回は、本検討会としまして御発言いただきてきましたが、特に消費者、生産者の立場からそれぞれお考えや要望を発言していただきます。実は、次回以降もこのヒアリングは続けていきますが、特に今回は消費者側としまして夏目委員、永田委員、市川委員、そして生産者側としまして、金井委員、長屋委員、鈴木委員の計6名の方をお願いしたいと思います。時間の都合、8分以内でそれぞれお一人ずつ、座ったままで結構ですのでお願いいたします。

それでは、最初に消費者側の代表といたしますか、発言側としまして夏目委員をお願いいたします。

○夏目委員 要望を述べる機会をいただきまして、ありがとうございます。全地婦連の夏目でございます。提出いたしました資料に基づいて述べさせていただきます。

第1回の発言の場でも述べさせていただきましたけれども、この加工食品の表示の拡大につきましては、これまで積み残された課題として提起されていますことから、今回の検討会を機に前向きな議論がされることを希望しております。

まず、1つ目でございますけれども、加工食品の原料原産地表示の拡大を前提とした検討であることを望みます。その内容としましては、これは既に申し上げてありますとおり、食品は生産・加工・流通などの複雑な経路をたどって消費者の手元に届きますけれども、消費者がそれらの現場を確認することはほとんどできません。したがって、表示による情報を信頼して食品を選択しているわけでございます。この食品の表示につきましては、食品の内容を正しく識別できるものでなくてはならないと思っております。

2つ目でございます。食品表示制度に関連している消費者の権利として、安全が確保される権利、必要な情報を知ることができる権利、商品などについて適切な選択が行える権利、消費者教育を受けられる権利などがかかわっているというふうに思います。

3つ目、食品の生産と消費の距離が拡大している現在、食品の供給サイドが正確な情報を消費者にわかりやすく伝えていただけることというのが消費者保護の前提と考えます。したがって、表示の果たす役割はますます大きくなっています。

2番です。現行の義務対象品目の選定要件について検討すること望みます。

1つ目、加工食品について、原料原産地表示の拡大を実現するためには、2項目の選定要件の見直しが必要ではないかと考えられます。この2つの要件は、消費者から見ますと、50%ルールは別にしまして、品質の差異というのは非常にわかりにくいということが事実でございます。一部の消費者からは、この2項目があるために拡大が進まないというふうに受けとめている人もいることは事実でございます。もしそこのところで事実でな

いとすれば、きちんと消費者に伝えていただく必要があるかというふうに思います。

3つ目でございます。冠食材でございますけれども、この原料原産地表示については、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

商品名に名称が付された冠食材につきましては、当然それは商品のキャッチフレーズでもあるわけでございますから、原材料の原料原産地表示を義務づけていただきたいと思えます。

4つ目でございます。加工食品の原料原産地表示を担保するトレーサビリティを検討していただければと思います。国際的な整合性というところでは、既にこれまで述べられているとおりではございますけれども、一方でISOの食品安全マネジメントフードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項においては、一方でトレーサビリティを求められていることもございます。

供給サイドとして重要なことは、やはり自分の責任が及ぶ所管範囲（仕入れ先から納品先まで）におきまして必要情報の記録と保存は重要なことではないかというふうに思うわけでございます。

現行の表示制度は、原則的に最終商品を対象にし、加工業者など中間業者に適切な情報が伝わらないと正しい表示が実施されないというふうに聞いております。事業者間取引におかれましても表示の義務化が必要であるかというふうに思いますし、その担保としてトレーサビリティの導入が検討されるべきだというふうに思います。

このトレーサビリティシステムというのは、食品表示の信頼性回復や向上に期待ができるというふうに思っておりますし、国内の産地にとりましては、産地ブランドの確立につながり、付加価値を高めることにも利用できるGI制度もございますから、そんなところもあろうかと思えます。

まだまだ表示の偽装事件が出てきておりますけれども、そういうときにも被害の拡大を防いだり、抑止する効果というのもあろうかと思えます。

5番目でございます。販売の多様化に合わせた表示拡大について検討していただきたいということで、今、販売はますます場面が多様化しております。したがって、販売形態でもって表示をする、しないというのはなかなかわかりづらいところがあるかと思えます。

6番目でございます。これは、先ほど最後に御意見として要望を出したところにも関係するわけでございますけれども、これまでの検討会でもって新たな表示方法について触れているところがございましたので、この点についてぜひこの検討会でさらに進めていただきたいという要望でございます。

7番、8番も消費者の意見を聞いていただきたいし、8番も、事業者の意見もとても必要だというふうに思います。平成22年のときに公表されました原料原産地表示に関する意見交換会に係る意見募集のときに、事業者の方々が①から⑥までのところが課題というふうに挙げられておきまして、資料1で検討の課題というところにも一致してくるかという

ふうに思いますけれども、こういうところがございましたので、特に事業者等の意見を聞くときには、この22年から、今ですと、もう6年近くたっているわけがございますから、製造や流通実態に変化があったかどうかというところも含めて意見を聞いていただきたいし、それからもう1点は、任意の取り組みがされておりますガイドライン等も含めて、加工食品業界で任意表示、ガイドラインも含めてどのような取り組みが進んだかどうかということもお示しいただければありがたいというふうに思います。

最後になりますけれども、やはり表示の拡大というのは消費者が的確に商品を選択するための大きなツールでございます。消費者もイメージではなくて客観的な事実、科学的なものに基づいて行動したいというふうに願っておりますので、どうぞこの検討会を有意義なものにしていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○森光座長 夏目委員、どうもありがとうございました。

質疑応答に関しましては、時間の都合上、6名の委員の方が全部終わったところで生産者側の方も含めまして全体で討論したいと思います。

続きまして、永田委員、お願いいたします。

○永田委員 全国消費生活相談員協会の食の研究会の永田といたします。よろしく申し上げます。

私もこのたびの研究会で表示の拡大について前向きな議論がされることを希望します。私が所属している全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活センターで消費者からの問い合わせや苦情を受けている消費生活相談員を主な構成員としております。消費生活センターが受ける相談にはさまざまな内容の相談がありますが、食品の苦情として寄せられる相談の中には表示についての苦情や問い合わせもあります。特に苦情相談では、現行の食品表示がわかりにくく紛らわしいために誤解を生じ、苦情が発生しているものも多いと考えます。

例を挙げますと、1として、日本のメーカーがつくった干しそばを買ったがおいしくなかった。原料の小麦粉やそば粉は輸入率が高いと聞いたが、日本で生産されたものは国内産の原料を使っていると考えてよいか。国産のものを選んで買っているのに、原料が外国産であれば商品を返したい。

2として、購入したエゴマ油に産地の表示がなかった。販売元に聞くと中国産のエゴマを輸入して日本で加工していると言っていた。このような表示の仕方でいいのか。そのほかいろいろです。

現在、原料原産地の表示は、加工食品のうち22食品群と4品目だけが義務表示になっており、多くの加工食品の原料原産地が表示されていません。市販されている加工食品の多くが日本で製造・加工されたものという情報しか表示されていないため、消費者の中には国産加工食品の原材料は国産品であると信じて疑わない方がまだまだたくさんいらっしゃいます。食品表示法は、表示の目的を、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ

合理的な食品の選択の機会を確保することとつたっています。食品を合理的に選択するための情報が提供されることは消費者の権利です。消費者が合理的に判断して商品選択をするには、適正でわかりやすい表示が必要と考えます。

現在の加工食品の原料原産地表示では、消費者が商品を選択する際に必要な情報が不十分と考えますので、ぜひ情報の提供をお願いしたいと思い、次の3点を要望いたします。

1、原料原産地表示の義務対象品目の選定条件の一つである、原産地に由来する原料の品質の差異が加工食品として品質に大きく反映されていると一般的に認識されている品目ですが、この条件を外していただきたいと思います。表示が不可能な品目は、原料原産地表示が必要と認識されない品目として適用除外にしてください。

その2、製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の割合が50%以上である商品をやめ、原産地表示は原材料の重量が上位1位、2位にするとしてください。3位、4位以下は推奨としてもよいと考えます。5%未満のものは表示の必要はありません。

一括表示の原料原産地名は、最低国産品か輸入品か区分されていけばよいと思います。輸入品と記した場合は、ホームページか電話での問い合わせ等で原産地を確認できる体制を望みます。

3、国及び生産者、メーカー、その他食品生産にかかわる事業者は、原材料の生産、輸入、製造現場での原材料確保から製品をつくって消費者に届けるまでの情報伝達システムを構築し、加工食品の原料原産地表示を実現していただきたいと考えます。

以上、よろしく願いいたします。

○森光座長 ありがとうございます。

では、最後、消費者側の委員といたしまして、市川委員、お願いいたします。

○市川委員 食のコミュニケーション円卓会議の市川まりこです。意見を述べる機会をいただきまして、ありがとうございます。

この加工食品の原料原産地表示について、皆様のお手元の資料をごらんになりながらお聞きいただきたいと思います。

この表示については、JAS法の品質表示基準の枠の中で行われてきておりまして、2013年の食品表示法が成立した後、3つの法律が1つになりました。その中で品質事項については、まだまだJAS法由来であり、加工食品の原料原産地表示については食品表示法の中の品質事項であることに変わりはない、これは事実だと思います。

今回のこの検討会の趣旨書にも出てきます総合的なTPP関連政策大綱についての書き込みの中では、この表示の拡大という文言が食の安全・安心に関する施策、リスクコミュニケーションと並べて記載されております。つまり、品質事項ではなく、安全・安心対策としての位置づけになっていると思います。

国民全てが利用する食品の表示に一部の人々の不安対策としての義務化拡大という政策が行われてよいのかは疑問です。前回も述べておりますが、そもそも食品は原料原産地の違いによって安全性が違ふというものではないはずで

と前置きした後で、この加工食品の原料原産地表示制度について5つのポイントで述べていきたいと思います。

1点目、原料原産地表示の基本的な考え方について。

日本では原料原産地表示を品質に関連づけてきた歴史があります。世界から見ると、大多数の国の考え方とは異なる日本独自の表示ではありますが、食品表示法のもとにおいても義務対象品目の選定要件の基本的な考え方はそのまま堅持すべきと考えます。なぜなら、もし品質の縛りをなくしてしまうと何を選定要件とするのか。多様な考え方、多様な見方がある中で、消費者が知りたいものは何でも拡大すべきとなってしまう、本当に必要な情報提供は何なのかという本質的な議論ができなくなるのではないかと考えています。私は、義務対象品目の選定要件の基本的な考え方を堅持して、消費者の要望の高いもので実行可能性の高いものを考慮して拡大の余地を探すことを提案いたします。

2点目、原料原産地表示の無理な拡大と消費者の不利益について。

原料原産地表示の拡大がなぜ消費者の利益になるのか。そのことによって不利益を被る消費者はいないのかについて、根拠に基づいた合理的な説明が必要です。多様な消費者は、それぞれ食品の種類によって表示の優先度や表示内容の要求度も異なります。例えばどういった消費者の不利益が考えられるかということこれから幾つか述べてみたいと思います。

原産地表示違反は直罰規定というのがありますので、間違えたら事業者にとっては大変です。その表示にかかわるコストは、当然、商品の価格ということで消費者にもかかってくると思います。また、限られた表示スペースの中で文字数がふえて読みづらくなると一番困るのは高齢者ではないでしょうか。また、事業者の実行可能性を無視して全ての原材料に義務化を求めると、食品のコストが上がるだけではなく、その食品の正確な表示ができないため製造ができなくなることも考えられます。

つまり、消費者が食べたい食品が食べられなくなります。また、正確な表示をするため、原料の原産地を絞ることが余儀なくされると、その原産地で入手できる期間しか製造できなくなったりすることも考えられます。そうすると、消費者はある時期しか食べたい食品が食べられなくなるということもあり得ます。

また、原料の原産地を絞ることを余儀なくされると、その原産地の原料の品質が天候の不順などで低下した場合、一定の品質が維持できないためにその食品が製造できなくなります。そうすると、消費者が食べたい食品が食べられなくなります。

このようなことを述べると、事業者の肩ばかり持っていると思われるかもしれませんが。しかし、無理な拡大によって消費者は何を得て、何を失うのかしっかり認識しなければならないと思っています。

3点目、原料原産地表示の正確性について。

原料原産地表示の無理な拡大は産地偽装の動機になるかもしれないと考えています。直近では、鳴門ワカメの産地偽装がメディアで話題になりました。原料原産地表示を行う上では、その正確性についてトレーサビリティ制度の拡充、それから、科学的根拠に基づ

く検査などによって表示の正しさを見極めるということもできなければ、その正確性は担保できないと考えています。

4点目、食品を選別する消費者への情報が不足しているのかという点について。

国産を選んで買いたい人に向けて情報提供すべきというのは、そのとおりだと思います。しかし、現状、消費者の特定の国嫌いを利用した商品の差別化を売りにしている事業者もあります。どうしてもその国を避けたい、あるいは国産を選びたい人は、そのような事業者を選ぶことができます。そもそも特定の国嫌いという国は、大方中国という言葉を挙げる方が多いのではないのでしょうか。しかしながら、輸入食品という視点で見ると、昨年の厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の中で厚生労働省の方の説明によると、確かに中国産というのは話題になりやすいのですが、そうかといってとりわけ中国産の違反率が高いということではないとしっかりと説明もされているところです。そんな中で、国民や生産者の方で、いやいや、絶対国産のほうがいつも安全で品質がよいと思っていられる方も多いのではないかと思います。本当にそうなのかとちょっと振り返ってみることも大事なのではないかと思います。

国民の全てが国産の付加価値の高い食品を求めているものではありません。海外からの安い農畜産物を利用した少しでも安い加工食品を必要としている人たちも多いのではないかと思います。また、消費者の知りたいという要望については、義務の拡大ありきではなく、事業者が自主的にホームページで原料原産地を公開したり、お客様相談窓口で消費者の質問に答えたりすることで、事業者の自主的な取り組みをより進めていくことで解決できるのではないのでしょうか。

5点目、国産農産物の消費拡大のために加工食品の原料原産地表示拡大が必須なのかという点について。

食料・農業・農村基本計画の中には、食料自給率を上げるという項目の中に原料原産地表示の拡大を目指すという記載があります。国産の表示があれば、消費者はいつも国産の商品を選んで買うのでしょうか。もちろん、なるべくなら国産のものを選びたいという気持ちはこれまでのアンケートなどでも多くの消費者がそう思っているというような数値的なデータは出ておりますが、しかし、たとえその表示があったとしても国産を選べないさまざまな理由があるということについても理解をしておく必要があるのではないかと思います。

日本の農業や畜産や水産業の意欲ある生産者の皆さんは、生産性を上げて高品質、コストパフォーマンスのよいものを生産して消費者の支持を得ることがまず先だときっと思っているはずだと思います。

以上でございます。

○森光座長 市川委員、どうもありがとうございました。

以上、3名の方が消費者側からの委員ということでございました。意見のほうがいろいろと出たということです。

続きまして、生産者側の委員からの御発言をお願いしたいと思います。金井委員からお願いいたします。

○金井委員 資料は、「原料原産地表示に関するJAグループの取り組み」ということであります。

時間が限られていますので、4ページをお開きいただきたいと思います。前のほうのページは前回申し上げたとおりですので、後ほどお目通しいただければと思います。

まず、申し上げたいのは、基本は消費者の適切な選択に資するために情報を開示するということであります。生産者の立場とは、そういうことであります。

さまざまな表示技術の問題とか、さまざまな考え方の消費者がいらっしやる中であっても、基本は開示するということであります。あとは、消費者にいろいろ不利益とかコスト転嫁という御意見もありましたが、そもそも基本的には事業者が努力してこういう表示に取り組むというのであり、消費者へのコスト転嫁ありきではなくて、まずは事業者がちゃんと努力するということが基本だというふうに思っています。

そういう面で、我々のグループの全農の自主的な取り組みというのを御紹介させていただいて、検討の御参考にしていただければというふうに存じます。

4ページにあります。加工食品の原料原産地表示に関する全農の自主基準でございます。これは25年から取り組んでおります。

適用範囲であります。商品に「全農」という言葉が表示されている場合にやっております。

表示基準であります。原則として全ての加工食品を原料原産地表示の対象とするということになります。それで、対象の原料であります。赤字であります「原材料に占める重量の割合が上位2位まで」ということ、かつ、「重量の割合が5%以上」の原料ということになります。

あと、冠表示であります。右の「にんにくポنز」をごらんください。これも当該冠の原料は、重量の割合にかかわらず原料原産地を表示するというものでありまして、右の「にんにくポنز」のところに赤い囲みの上から5行目に「にんにく（中国産）」というふうに明記してございます。

あと、こういうことをやって果たして実務上、問題が出ないかということですが、これは運用上の工夫の中でできるということです。主な原料、一次産品ですが、この重量割合が頻繁に変更される場合、食品によっては、当然そういうことはあります。それについては枠外の大括り表示も認めておりますし、さらに中間加工品についてであります。これも特定が困難な場合は、中間加工品の原産国を枠外に表示するというので、右の「クミアイしょうゆ」についても、この赤い囲みの中に「輸入品を使用しています」というふうに明記しております。こういうふうにしますと、必ずしもその都度包材を切りかえる必要はないというやり方でございます。

5ページに自主基準の表示例をまとめましたのでお開きいただきたいと思います。存じます。

まず、上の段であります。原料原産地が特定できる場合の生産情報の開示方法ということでもあります。基本1、2、3というふうにあります。基本の1は、原材料の「脱脂加工大豆（大豆）」の後に書いているパターンであります。

あと、基本型-2というのは、下の「名称」「原材料名」の下に「原料原産地名」というふうに原料原産地の欄を追加して表示しています。

3パターン目は、一括表示を枠外に入れているというパターンであります。そこから、さらに原料原産地の特定が困難な場合の情報の開示方法であります。

④でありますのは、原産地の大括りでありまして、原料原産地またはその配合順位が頻繁に変わるが、しかし、輸入品であることがわかる場合ということは、枠外に「脱脂加工大豆の原料大豆は輸入品を使用しています」と書くということでもあります。

さらに、次のパターンでいきますと、中間加工品の原材料の原産地が特定できないけれども、原産国、つまり製造地はわかる場合ということでありまして、枠外に「原産国（製造地）は中国です」というふうに書いてあるわけであります。

さらに⑥番目に行きますと、中間加工品の原産国は特定できないが、輸入品ではありますよとしますと、枠外に「脱脂加工大豆は輸入品を使用しています」と書きます。

ここまでやって、それでも使用原料が国産品か輸入品か特定できない特殊な場合については、枠外に「相談窓口までお尋ねください」というふうにやってございます。

このように、できるわけでありまして、これは消費者にコスト転嫁するのではなく、事業者の努力でできる範囲だと思います。

最後に6ページに義務対象品目の選定要件や現行ルールの下での表示対象品目を記載しておりますが、今、御説明申し上げたような実行可能性を踏まえて、あくまで消費者、お客様の視点から検討すべきというふうに思っております。

以上であります。

○森光座長 金井委員、ありがとうございました。JAの実際にやられている取り組みの御紹介でした。

続きまして、長屋委員、お願いいたします。

○長屋委員 JF全漁連の長屋でございます。漁業生産者の立場から意見を申し上げさせていただきますと思います。

加工食品の原料原産地表示義務化の拡大につきましては、ただいま金井委員からも生産者サイドとしての御意見がありましたが、基本的な部分は同様ということでございますので重複を避けさせていただきます。私からは水産物におけます重点要望について意見を述べさせていただきますと存じます。

重点要望とさせていただくのは、長年にわたりましてノリの生産漁業者から強い要望が出されております。おにぎり、巻き寿司等に使用されますノリの原料原産地表示の義務化でございます。干しノリそのものにつきましては、既に22の食品群に含まれ、義務化をされておりますが、おにぎりや巻き寿司に加工されたものの表示義務はありません。この義

務化を求める背景につきまして、2つほどお話をさせていただきたいと思えます。

資料をめぐっていただきまして、1つは、海外からの輸入増加の懸念でございます。ノリは、ここにごございますように、東北から九州の沿岸域で広大な海にノリ網を張り、生産をされております。ノリは板状に乾燥させた干しノリの形で流通をされ、生産量も枚数で示されます。

1ページにごございますように、我が国の生産量は、かつては100億枚を超え、輸出も相当量されておりましたけれども、贈答向けを中心とした国内需要の減少であるとか、韓国、中国の台頭から輸出先も限定をされてきてまして、現在では約80億枚に減少しています。

一方、韓国、中国は生産量を増加させておりまして、韓国では約130億枚と我が国の1.6倍の生産量となつてございます。この枚数には、皆さん方も御存じの塩味のする韓国ノリと言われるものが約40億枚含まれているところでございます。

そして、1ページ飛ばして3ページにごございますように、干しノリ等の我が国の輸入量というのは、ここにごございます2010年から2014年の4年間で2.2億枚から6.9億枚というふうに3倍以上増加をしているところでございます。TPP交渉において、私どもJFグループは、ノリ、昆布等の海藻類を最重要品目として交渉に当たってもらうよう要望を申し上げまして、政府も要望を受けとめていただきまして、他の全ての水産物が関税撤廃となる中、撤廃は免れました。しかし、関税の大幅な削減は受け入れざるを得ないとなつたところでございます。TPPへの韓国の参加が予想されております中、輸入枠の増大も加わりまして、さらなる輸入増加が懸念をされているところでございます。

2つ目は、国内需要の変化でございます。2ページをお開きいただきまして、ノリはかつては贈答用であるとか家庭用が大半を占めておりまして、平成元年で家庭用が約4割、贈答用が2割と両方で6割を占めていたところでございますが、しかし、現在では贈答用が2%まで大幅に減少いたしまして、おにぎりや総菜等用の業務用が7割を占めまして、特にコンビニのおにぎり等で国内需要87億枚の3割に当たる26億枚が消費をされている状況でございます。このような需要の変化から、おにぎり等に使用されるノリの表示義務化を求める声が強く出されているところでございます。

5ページをお開きいただきまして、消費者におきまして、昨年、全国漁連のり事業推進協議会が実施をしたアンケートによりますと、おにぎりなど食品の一部に使用しているノリの原料原産地表示の質問に対しまして、表示があるべきだと答えられた方が53%、あったほうがよいという方が43%と、ほぼ全ての消費者が原料原産地表示が必要と回答してございまして、消費者の関心も高いものがございます。

資料4ページに、コンビニで販売をされておりますおにぎりの原料原産地表示の例を示してございます。包材に国産ノリを使用していることを自主的に記載する商品もございまして、一括表示ラベルに原料原産地を記載しているものは、今回の調べではありませんでした。

資料6ページに、今、申し上げました表示義務化の必要性について整理をさせていただ

いております。ノリの重量は軽いものでございますが、おにぎり等の品質にはかかわるものでございます。消費者の選択に資するためにも、おにぎり、巻き寿司等の表示の義務化について御理解をいただければと思っております。

最後に、7ページにございますが、表示の実行可能性に関して申し上げますと、ノリは、我が国でも韓国、中国でも生のノリを遠くまで輸送して加工するということは、輸送コストの面からも品質の面からも行われておりません。産地で干しノリに加工されることから、複数国の原料が混ざるといことはございません。また、海外での生産は、韓国、中国の2か国に限られていることから、表示の実行可能性についても問題は少ないというふうに考えてございます。

何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます、意見の陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

○森光座長 長屋委員、ありがとうございました。

では、次に、鈴木委員、よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員 日園連の鈴木でございます。果物の生産者団体でございまして、生産者側、JAの立場では金井委員がお話いただいた内容だというふうに私どもも思っております。

本日は、資料のほうを特段用意してございまして、話だけで申しわけございませぬけれどもお許しをいただいて、日本の果物、特に果実の加工品も含めた果物全体の需要動向、その辺の加工の実態等について御報告をいたしたいと思っております。

まず、果物全体、日本での果物の消費量は、年間750万から800万トン程度でございます。このうち国産果実の生産量は年々減少をしているのですが、おおむね300万トン、自給率が40%弱ということになってございます。消費量は800万トン、この年間800万トンの消費のうち、生食用として大体55%、加工品、ジュースとか缶詰等があるわけですが、これが45%で、半分近くは加工品としての消費ということになっております。ただ、生食用、生鮮果実だけを見ると国産で60%なのですけれども、加工品の部門では国産はわずか10%で、残りの90%が輸入と、おおむねこんな状況です。

輸入の加工品というものは、オレンジとかリンゴの果汁、輸入全体の30%はオレンジ果汁が占めて、リンゴ果汁が20%を占めておる。そのほかは、その他の品目のジュース等、あるいは缶詰、ジャムというような輸入の実態になっているというのが現状です。

この輸入量の多いオレンジ果汁は、ブラジル産が約7割、一方リンゴのほうの果汁は中国産が約7割を占めておるという状況です。ただ、これらの輸入果汁というのはほとんどが原果汁、要はジュースにした状態、あるいは濃縮果汁の状態でも輸入されてございまして、生の果実を輸入して日本でジュースにするというようなケースはほとんどございませぬ。一方、缶詰のほうは、日本の缶詰メーカーが自社のブランドで海外の缶詰工場に委託製造するとか、自社工場を産地に持ったりしているケースもございまして、また、一部では製品ではなくて大型の缶詰というか、シロップ漬けにしたような状態で輸入して日本で製品として缶詰を製造するというようなケースもございまして、要は、フルーツみつ豆とかそう

いったミックス缶詰みたいなものも、こういった形で日本で製造されているものが多いという状況です。

いずれにしても、加工品としての製品とか中間原料の状態で購入されるわけですし、ジュースのボトラーとか缶詰のパッカーさんが原料を輸入、あるいは購入した段階で原料の原産地がわからないということはまずないというふうに思っております。どこから来た原料かというのがわからないということはまずないと思います。

それで、先ほどの日本の果実の消費のうち、加工品として消費が45%で半分近くを占めているというふうに申し上げましたけれども、実は、この加工品としての消費の割合が年々ふえているというのが実情でして、例えば20年前は加工品が35%でございました。10年前が40%程度になっております。現在45%ということで、年々ふえているというのが実情です。この加工品の原料というのが、輸入の加工品のウエートが高いわけですし、それに伴って国産果実の消費が減少し、自給率も下がってきているというのが実情です。

日本の果樹農業、今まで安全・安心で高品質な果実生産を目指して、生食用の出荷を前提に日本の農業は取り組んできておるわけですが、これだけ加工品としての消費がふえてくると加工需要にも対応した果樹生産にも取り組んでいく必要が出てきておるというのが実情でございます。そういったことで、果樹の産地では、日本の安全・安心で高品質果樹である、こういった特徴を生かして、加工品においても外国産原料と差別化した高品質な加工品の開発等も含めまして、高品質原料の提供に取り組んでおるところでございます。ただ、果実の加工品の部門では、原料原産地表示がされていないというような状況でございますので、こういった高品質な国産果実を原料としているという情報が正確に消費者まで伝わっていないというような不満が多く生産者から寄せられているというのが実情でございます。果実加工品等については、ぜひ原産地表示をしてもらいたいというふうに思っているわけですが、製造メーカーといたしましても、商品を製造する過程で、また、商品管理として原料の原産地表示はしっかり把握しているというふうに思っておりますし、その情報を消費者まで正しく伝える必要があるのではというふうに思っております。

この原産地表示によって、国産の原料が優位になって、全て国産に変わるというふうには決して我々も思っておりませんで、そういった情報を正しく消費者に伝えるということが生産者にとっても満足できるような結果になるのだろうというふうに思っているような状況でございます。

今回のこの検討会では、果実の加工品だけに限ったことではございませんけれども、どの品目が原産地を表示できるのかという考え方ではなくて、原料の原産地表示をすることを前提に、どうしたら表示できるのか、どのような表示方法であったら可能なのか、そういった観点で検討していただけたらというふうに思っております。その上で物理的、技術的に、誰が見てもこれは表示できないというようなものがあれば、それは義務化の対象から除外するというようにするといったような方向で検討していただければと思っております。

ざいます。

以上でございます。

○森光座長 鈴木委員、ありがとうございました。

ただいま、6名の方、3名が消費者側として、3名が生産者側としての御意見をいただきました。この件、これに限らなくても構いませんが、御質問、御意見がございましたらよろしく願いいたします。

武石委員、お願いします。

○武石委員 貴重な御意見、ありがとうございました。

まず、消費者側からの意見開陳に関して、1点意見を述べさせていただきます。

消費者のニーズの把握は非常に大事なことだと思っております。前回の検討会の参考資料の6のところ、一元化の検討会の際のアンケート調査資料が出ていますが、そこでの答えからも明らかなように、消費者の方々が加工食品を選択する際に最も参考に行っている点は価格でございます。価格が7割、次が消費期限で6割、その次が原料原産地で3割です。こうした数字とは別に、これも1回目の検討会で味の素さんが御紹介していますが、お客様相談という中で年間4万件ほどあるのですが、その中で原料原産地に関するお問い合わせは約195件、0.5%でございます。実は、消費者のニーズというとらえ方からすると、本当にそれだけ原料原産地に関して消費者の方が御関心をお持ちなのかというところは、私どもメーカーとしては非常に疑問だと思っております。

なおかつ、食品メーカーのお客様相談での原料原産地のお問い合わせの内容を見ますと、なぜお聞きになったかといいますと、特定の国あるいは特定の地域のものでないですねという確認の質問がほとんどでございます。言ってみれば、その点は食の安全・安心と誤解をしているといったところがございますので、むしろ必要なのはその点に関しての行政側のリスクコミュニケーションではないかというふうにも考えております。

そういった点で、この消費者ニーズのとらえ方というのは、今回の見直しの一番大きな視点にもなりますので、ぜひ慎重な検討をお願いしたいと思っております。

それから、もう1点、生産者側の御意見に関しまして、全農さんは非常に立派な取り組みをされて、私どもも評価したいと思うのですが、そもそもメーカー側がなぜ国産の表示、加工原材料の表示に慎重かといいますと、実は頻繁に外国産と国産の原料の切りかえがあるという実態がございます。なぜそうなるかと申しますと、生産者の方々はどうしても、先ほど日園連の方がお話しになっていましたが、生で出すよりも加工向けのほうが価格が下がりますので、どうしても加工品向けといいますと品質の悪いもの、あるいは季節的に規格から落ちたようなもの、そういったものを出しがちだということで、生鮮食品の需給調整機能としての役割が歴史的にもあって、なかなか安定的に年間を通して調達できないということがございました。

とすると、どうしてもメーカー側としては切りかえが多いのでなかなか表示に当たっても非常に課題がございますし、むしろこれから取り組むのであれば、全農さんのような立

派な取り組みをどんどん進めていただいて、年間を通して加工用向けの原材料がきちんと安定的に供給されて、それをメーカーのほうもブランドとしてしっかりと位置づけて商品として売っていくという取り組みができれば、お互いウイン・ウインで非常にいいと思いますので、全体に義務化するというのではなくて、全農さんのような取り組みができるところはしっかりとそれを促進していくといったような視点での取り組みが大事ではないかと思っておりますので、あわせて意見として述べさせていただきます。

○森光座長 武石委員、御意見どうもありがとうございます。

このほか御意見、御質問等。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 全農の金井委員からの自主的な取り組みの御紹介をいただきまして、ありがとうございます。このようなことがいろいろな事業者で進められていくことは大変ありがたいことだと思っておりますが、1点だけ、冠表示のことについての御紹介があったわけではありますが、重量の割合にかかわらず表示をするということで、表示そのものは大変ありがたいことだというふうに思いますが、例示として「にんにくポンズ」、名前だけ聞くとニンニクが主なのか、ポン酢が主なのかわからないですね。手にとって買うわけですから、消費者としては誤認というのではないかもしれませんが、しかも重量の割合がわからないということになりますと、非常に勇気の要る買い方になってしまわないかなというような、逆に冠表示の適切なあり方というのはどうなのかなということを疑問に感じたようなことがあります。JAさんとして、何かお取り組みの中でそのようなことの御体験で、さらに追加して御説明いただけるものがあればつけ加えていただきたいというのが1点です。

それから、第1回で長屋委員がノリの問題を御指摘いただいて、私もそれ以降、興味を持って、店に行くところのことに関心を持って拝見させていただくと、まさしく資料の4ページにあるようないろいろな表示の仕方がされております。特に4ページの左側の原料原産地表示がないというものも結構多いなというのが率直な印象であります。御指摘の5ページには、非常に関心を持っているというようなアンケート調査の結果があるわけですが、私が幾つかの店を見て、では、この原料原産地表示があるものが売れ残っているかということ、これまた結構売れているというのも実態だろうと思っております、消費者も多様だなということを実感するわけではありますが、私は、これは金井委員のところでおやりになっているように、全農さんで自主的に取り組みいただいているように、これはむしろ事業者で義務化の前に無理なくできるのではないかと、しないほうが不思議なような印象を持っておりまして、何もあえてここに原産地表示をしないほうが違和感があるなという感じがいたしておりますが、これは事業者の皆さんの中でこれに対して御意見がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○森光座長 ありがとうございます。

先に全中の金井さん、もし冠表示に関する事で何か追加御説明がありましたらお願い

いたします。

○金井委員 ここに書いてあるとおりなのですけれども、基本的には、「にんにくポンズ」ですから、あくまでメインの商品はポン酢です。ただし、商品名に記した「にんにく」は、重量の割合にかかわらず、つまり、重量が少なくても上位2位までに入らなくても明記するということとして、ここも中国産と書いています。中国がだめとかいいではなくて、正確に表示するということが大事だというふうに思います。やはりお客様の立場で考えないと、大して問い合わせがないとかそういうことで表示しないのではなくて、誤認を与えないためにも何でも表示するという姿勢でやっています。

○森光座長 ありがとうございます。

また、実施可能についてノリのお話が出てまいりましたが、この件に関しまして、何か特に。

池戸委員、お願いいたします。

○池戸委員 消費者の立場、それから、生産者の立場のさまざまな意見が出て、非常に参考になりました。

先ほどもどなたかから出たのですけれども、基本的には先ほど事務局の御説明がありましたように、今回の食品表示法の基本理念で消費者の権利ということをまず最優先で考えるべきだと思いますが、基本理念の中には小規模事業者への影響に配慮ということも書いてございます。

先ほどから消費者の方の関心が非常に高いというところがデータで示されているので、これは非常にわかりやすい。ただし、どういう理由でそれを選んでいるかというところまでわかれば、もう少し明確になるのではないかと。

ちなみに、一元化検討会では、原料原産地のところの選定理由として、やはり安全性の確認という理由が6割を占めたということになっています。目的の1のところを書いてあるように、安全性を担保するものではないということではありますが、これは正直なところの今の消費者の方の実態なので、これを踏まえた対策なり方策というのが必要だと思います。

例えば、原料原産地の国産の表示をすることによってどういう意味があるかということセットで消費者の方に理解していただければ、表示を通じて一次産業の状況とか事情とか、そういったところもよくわかっていただければ、これは一つの方策だと思っています。

実は、先ほどもその話になってくると何回か出てきておりますけれども、実行可能性の話が常に出てきます。これについては、一般論として言えば、できるだけ客観性を持って、かつ、できるだけ具体性を持たせたような実態調査を踏まえていただきたい、これは要望です。

もう一つは、やはりこの分野というのは、品目、業種によってかなり状況が違うということですので、これは大変なことかとも思うのですけれども、できるだけきめ細かな調査

を、特に中小企業の方々が、万が一、義務化になったはいいが、それを知らなかったというところですね。特に影響が及ぼされるようなところを慎重によく聞いていただきたい。その際に、既に消費者のほうからも出ていた案とか、全農さんがやられているような案とか、そういうものの場合はどういうところが問題で困るかという、そういうこともよりきめ細かで具体的な形で示していただきますと、これからの我々の検討も、これは一律でどうのというよりも、その状況を踏まえた形で我々は判断をせざるを得ませんので、特に過去に出された大括り表示とか中間加工品、この際、その辺も含めてぜひ聞いていただければありがたいということでございます。

○森光座長 ありがとうございます。

そのほか、特に。

長屋委員、お願いいたします。

○長屋委員 先ほどの齊藤委員の御指摘についてお答えをしたいと思います。

水産物の場合は、例えば塩サバにしても、これはノルウェー産の塩サバもございますし、日本産もあります。同じサバでも脂の乗り方というのは相当違ってくるものでございますので、きょうは体調がよくて少し脂の強いものが食べたいなというときは、表示を見てノルウェー産を買って帰る。きょうは少し脂の低いものという人は、国産の八戸のサバを買って行く。こういうふうな質の差が出てくる、これをどういうふうに消費者の選択に合わせさせていくかということで表示の必要性があるかと思っています。

ノリについても同じでございまして、有明産のノリと瀬戸内海産のノリ、先ほどのおにぎりでも表示がありましたけれども、有明産のノリというのは非常にやわらかい葉でございまして、そういった意味では少し価格も高くなっておりますが、瀬戸内海産のノリというのは少しかた目のノリなのですけれども、手巻きのノリとかおにぎりにはバリッという感じがして適していると言われます。そういうことを国産の中でも有明産のノリとか瀬戸内海産のノリと書いてある、こういう表示はしていただいているところだと思うのですが、ただ、私どもの中で調べてみても、これは韓国産のノリを使っていますよという表示は一切ないということでございますので、そういうことから強調表示だけではなくて、消費者の正しい選択のために、より多くの表示をしていただく、こういうことのためにも義務化ということをぜひ御理解いただきたいと思っております。

○森光座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○富松委員 私もメーカーとして、齊藤委員の御質問にお答えしなければならないと思っておりますので、少し実例を挙げてお答えしたいと思います。

今、当社は、冷食のギョウザにつきましては国産野菜100%に切りかえて製造しております。この中で調達に難しい原料は、例えばタマネギです。私たちは、おいしいものを提供するの当然ですが、そのおいしさが常に安定していることが非常に重要であります。よって新タマを常に入手して生産に使用しております。そうすると年間を通じて5月前後に

なりますと国産のタマネギの入手が非常に厳しくなります。そういった中でも産地を選んで何とか調達できるようにして、国産のタマネギ100%使用を含む、100%国産の野菜を使ったギョウザを提供しております。一方、今、申し上げましたように調達が難しい面があり、ほぼ90%以上国産の野菜を使っておりますシュウマイには国産の表示をしております。それは、100%国産野菜使用の表示しているギョウザに対しては100%責任を果たさなければいけないため、国産原料を優先的にギョウザに回しており、その分シュウマイの原料調達に融通性を持たせているためです。

調達の切り替えがなければ問題ない、即ち一定のところから常に調達ができれば原料原産地表示はできるのですが、こういった調達の切り替えでメーカーも苦勞していることを御理解いただければ幸いです。

○森光座長 ありがとうございます。

ただいまはこういう形で実際にこの委員会、今回は3名ずつの話ですが、次回以降、製造者を含めまして、また幅広くヒアリングを重ねておりますので、その中で選抜して議論を重ねていきたいと思っております。

時間のほうが大分たちましたが、ほぼ2時間が経過しております。委員の皆様、ありがとうございます。

本日は、6名の委員の方から皆さんの御意見を伺うことができました。消費者の3名の中で2名の方からは拡大、夏目委員のほうは品質の差異ということ、それ以外の6つの課題があるということで拡大していく方向であろう。

永田委員からは、要件1を外すことと、あとは大括りの表示でもいいから表示があること。それと同時に情報の伝達システムを整えることが重要である。

一方、市川委員のほうからは、それは疑問もあるわけであって、単に本質をもっと考えるべきである。そういった教育を含めてコストや調達などの話を含めて、品質がまず優先されるべきであるという意見でした。

生産者側3名の方は、実際に全農の商品で既にいい例が出たと思いますが、やはりああやって実際のものを見るとわかりやすかったのですが、おもしろい言い方としては、事業者がまず考えるべき項目の一つではないか。原料原産地表示というのは、もちろん消費者のための表示であるのですけれども、そういったものの中で事業者も可能性拡大を見ていくべきではないかという考えでした。

長屋委員のほうからはノリの表示、特に50%の重量に満たないものでも重要な情報として漏れているものについての御意見でありました。そういったものをどこかで形として義務化へ向けられるかどうかという検討が必要である。

鈴木委員のほうからは、やればできるもの、ここでも大きな課題になってきます実行可能性という5番目の論点、それが最終的には大きなポイントになってくると思いますが、そこへ向けての重要なお話でありました。ただし、同じ果物を使った加工品であっても、実施ができるものとできないものが明確にあるのではないかという御意見だったと思いま

す。

以上、皆様方から大変重要な意見をいただきました。特に長屋委員からいただきましたノリ等について具体的に強い要望がございましたので、今後、こういったものの実行可能性の観点につきましても十分この検討会でも議論していきたいと思っております。

今後、この法案に関しましては事務局のほうと整理いたしまして、今後の第3回以降の議題にさせていただきます。今回は、消費者側、生産者側、これも続きまして、第3回目以降、特に実際の製造者、事業者側の意見をここで一度、私の意見としては挟みたいと考えております。そういったヒアリングと、また、外部のその他の方の御意見を挟ませていただいて、また改めてその全体を見た中で御意見をまとめさせていただければと思います。

特に実行可能性につきましても、昨年11月に、先ほども意見がありました総合的なTPPの関連政策大綱でも検討に当たって留意すべき事項として頭出しされているということは皆さん御存じだと思います。そういうことを考えますと、本検討会の論点としましても、実行可能性につきましても今後非常に重要な点であります。

先ほど夏目委員からも出ましたように、そういった面のメリット、デメリット、こういった面を整理しながら第3回目以降、また改めて意見を出していただければと思います。

それでは、議事次第第4になります。その他についてですが、まず、事務局より御報告があるとのことですので、お願いいたします。

○大久保消費者行政課課長補佐 農林水産省消費者行政課の大久保でございます。

私のほうから、前回第1回の検討会で金井委員から御要望がございました、生産者等からの原料原産地表示に対する御要望というものにつきまして事務局で取りまとめましたので、資料3に基づきまして御説明させていただきます。

なお、委員の皆様におかれましては、御参考といたしまして卓上の青いファイルでございますが、今回取りまとめました要望書の写しを配付してございます。合わせてごらんいただければと思います。

それでは、資料3でございます。この資料3では、今年度関係の皆様から御提出いただいた要望書のうち、事務局において把握したものを取りまとめたものでございます。

まずは1ページ目でございますが、要望書を御提出いただきました団体様等を大きく4つのグループに分けて要望の内容をまとめた表になっております。

1つ目、左上でございますが、これはJA関係者の皆様からの御要望をまとめたものでございます。内容的には、加工食品全体に対して表示の義務づけを求めるもの。さらには、生産品目ごとに野菜・果樹、酪農・畜産、豆類など、生産物の種類別に表示の拡大をお求めになっているという内容になってございます。

その下でございますが、事業者団体として困っております。ここには食品関係の事業者といたしまして、食品産業センター様、食品産業中央協議会様からの御要望。内容的には、実態を踏まえた適切かつ慎重な検討が必要ではないかという御意見。さらには、日本パン工業会、全日本パン協同組合連合会様からの御意見といたしまして、企業におきましては

責任を持って小麦粉の原料原産地表示をすることはできないのだという御意見をいただいております。

それから、右上の四角でございますが、これは生産関係の中でも特に食肉関係の方々から多くいただいておりますので、ここを別枠に区切ってまとめております。

この中では、食肉の加工品、中食、外食に対する義務づけの御要望もいただいております。

その下、「その他」としてありますが、先ほど委員からも御紹介がありました日園連様、果実の関係、それから、全漁連様、水産物の関係、そして、全国魚連のり事業推進協議会様から、おにぎりや巻き寿司等に使用されるノリについての義務化の御要請をいただいているところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。こちらでは、農林水産省が開催した説明会等でいただいた御意見を取りまとめたものでございます。

このなかでは大きく2つ、昨年秋、TPPの大筋合意というものを受けまして農林水産省が実施いたしました意見交換会、それともう一つは、TPP対策として政府対策本部で決定いたしましたTPPの政策大綱を踏まえて、ことしの1月でございますけれども、農政新時代キャラバン説明会というのを全国のブロックごとに開催しております。その中でいただいた御意見をまとめさせていただきました。

この中では、大きく加工食品全般に対しての御要請、外食についての御要請に加えまして、特に国産と外国産を区分した表示を求めるという声を多くいただいております。

まとめた内容は以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明、資料3に関しまして御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の検討会を振り返りまして、板東長官及び小風局長から一言いただきたいと思っております。

では、先に板東長官、よろしくお願ひいたします。

○板東消費者庁長官 本日は、6委員の先生方を初めといたしまして、たくさんの先生方から御意見をいただきましてありがとうございます。

先ほど、座長のほうから詳しく6委員の御発表につきましての要点のおまとめがございましたので、繰り返し申し上げませんが、大変いろいろな視点について御指摘をいただいたなというふうに思っております。一言で申しますと、前回も申し上げましたが、この検討会におきましては、消費者の利益が尊重されて、適切な選択のための情報が得られるということ、そして、生産者にとっても適切な情報発信ができるということ、また、加工、流通、その他の事業者に関しましても実行可能性ということが満たされること、取り組みやすいという、こういったことに対応していく制度を皆様の御協力によって見出していこうということでございます。そのためには、きょう御意見をいただきました

ように、さまざまな角度から御意見をいただくということが必要になってくるかと思えますし、また、きょうの御指摘の中にもいろいろな根拠も含めてきちんと丁寧に議論をしていく必要があるのではないかというお話がございました。

そういう観点から、次回も委員の先生方を初めといたしまして、多くの関係の方々からの御意見をいただきながら議論を進めていただければというふうに思っているところでございます。

また、きょうも幾つか御指摘をいただいた宿題もございますので、そういったいろいろなきちんとした材料を提供させていただきながら、丁寧な御議論を進めていただけるように事務局としても努力をしたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

○森光座長 ありがとうございます。

続きまして、小風局長、お願いいたします。

○小風消費・安全局長 農林水産省の消費・安全局長でございます。

本日は、本当に多くの委員の方々、生産者、消費者のサイドから意見開陳ということと、また、委員の方からも本当に多くの御意見をいただきました。時間が足りない中で、実行可能性について審議を深めるべきだという御意見をいただきまして、それに対して、先ほど長官からお話がありましたけれども、できるだけアンケート、あるいはヒアリング、こういうものもお示ししながら進めていきたいと思っております。

それから、もう一つ、最後に要望のほうを提出させていただきました。また、委員のほうには、現在、当省で把握している要望リストをお示ししておりますが、やはり、この検討会は多くの方から注目を浴びております。これ以外にも多くの方々が原料原産地表示についていろいろな考え、御意見を持っていると思っております。特に生産者団体の方にとどまらず、事業者の方々、あるいは、もちろんこれ以外の消費者の多くの方々、地方の方々、自治体の方々、商工会議所とか地方の食品メーカーの方々もいろいろな御意見を持っておられます。ぜひ、そういう方々からの御意見、御要望をお受けいたしまして、これまた検討会の委員の方々にもお示しして、さらに審議を深めていっていただきたいと考えております。

もちろん、農林水産省、あるいは消費者庁、この検討会事務局のほうにも、また、今、会場に来ておられる方々も含めまして、いろいろな御意見を出していただければ、それをまた検討会のほうにお示ししまして、審議の御参考にさせていただきたいと考えております。

本日は、本当に熱心な御議論をありがとうございました。

○森光座長 小風局長、どうもありがとうございました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から次回の検討会につきまして御連絡をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 次回の検討会は、3月31日（木）開催を予定しております。詳

細につきましては、また後日御連絡をいたします。

最後に、本日、机の上に置かせていただいております第1回検討会資料のファイルのつづり、あとは要望書等のファイルのつづりでございます。これにつきまして、次回以降も随時資料を補填しながら使用いたしますので、机の上に置いたままで御退席いただければと思っておりますが、ただ、要望書等について、持ち帰って詳しくごらんになりたいというのであれば、事務局のほうに一言その旨お伝えをいただければと思っております。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

それでは、本日の検討会を閉会させていただきます。皆様、長時間ありがとうございます。